

津山市就職促進家賃助成事業補助金交付要綱を次のように定める。

津山市長 宮地 昭 範

### 津山市就職促進家賃助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市への就職に伴う移住者及び本市の定住人口の増加を図るため、津山圏域内の事業所への就職等を機に賃貸住宅を利用して、本市へ転入する移住者に対し、予算の範囲内において、津山市就職促進家賃助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本市に3年以上居住することを前提として、本市の住民基本台帳に記録され（外国人住民にあつては、永住者の在留資格又は特別永住者の資格をもって記録される場合に限る。）、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (2) 賃貸住宅 本市内に所在する居住用の賃貸住宅をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
  - ア 社宅、官舎、社員寮等の事業主から貸与されている住宅
  - イ 市営住宅、県営住宅、公社・公団住宅、雇用促進住宅等の公的賃貸住宅
  - ウ 2親等以内の親族が所有する住宅及び賃貸住宅
- (3) 家賃 賃貸借契約に定められた月額賃借料であつて、消費税の額を含み、共益費、管理費、駐車場利用料、光熱水費等の諸経費の額を除いたものをいう。
- (4) 津山圏域 津山市、苫田郡鏡野町、勝田郡勝央町、同郡奈義町、久米郡久米南町及び同郡美咲町の1市5町の区域をいう。
- (5) 移住者 移住の契機となる就職について、その就職の日（以下「就職日」という。）の年齢が20歳以上の者で、申請時直近の2年間、津山圏域外に住所を有しており、補助金の交付を受けて本市へ住居を移転し、定住しようとするものをいう。ただし、事業所の人事異動等による転入等、定住しないことが明らかである者は除く。
- (6) 市税等 市（区）町村税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。

(交付対象者)

第3条 交付金の交付の対象となる者は、この告示の施行の日以後に就職し、及び賃貸住宅の賃貸借契約を締結した移住者又は申請時の直近まで県外の大学等に通学していた者であって、この告示の施行の日以後に住居を本市に移転したもの（申請時の直近まで本市の住民基本台帳に記録されていた者に限る。）のうち市長が特に認めるもの（以下「Uターン学生」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする移住者又はUターン学生（以下「申請者」という。）が、津山圏域内の事業所への就職又は津山圏域内での創業若しくは就農を機に賃貸住宅に住居を移転していること。
- (2) 賃貸住宅に入居する申請者及び入居世帯員の全てが、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 申請者の就職日が、住民登録をした日から90日を経過していないこと。
- (4) 申請者が、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校等の学生、公務員又は独立行政法人の職員若しくは役員でないこと。
- (5) 賃貸住宅に入居する申請者及び世帯員（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族及び未成年者を除く。第6条第4号及び様式第1号において同じ。）の全てに市税等の滞納がないこと。
- (6) 申請者が、過去に補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 申請者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（次条第1項第1号において「補助対象経費」という。）は、申請者が賃貸借契約を締結した賃貸住宅に係る家賃とする。ただし、就職した事業所から住居手当の支給を受けている場合は、これを差し引いた額とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 前条の補助対象経費の2分の1の額とし、月額15,000円を上限とする。ただし、算出した1月当たりの補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額を1月当たりの補助金の額とする。
  - (2) 補助金の交付対象となる期間は、最初に家賃の全額を支払った月又は就職日を含む月のいずれか遅い月から12箇月以内とする。
- 2 就職日の年齢が20歳以上24歳以下である申請者又は満18歳以下である子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子をいう。）と賃貸住宅に同居する申請者の補助金の上限額は、前項第1号の規定にかかわらず、月額3万円とする。

（交付申請）

第6条 申請者は、津山市就職促進家賃助成事業補助金交付申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて、移住者にあつては就職日又は賃貸住宅の賃貸借契約の締結日のいずれか遅い日から、Uターン学生にあつては住居を移転した日から3箇月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 採用及び住居手当等支給証明書（様式第3号）又は自営業等従事申立書（様式第4号）
- (2) 賃貸住宅の入居世帯員全員の住民票の写し
- (3) 移住者にあつては申請時直近の2年間、津山圏域外に住所を有していたことが分かる住民票又は戸籍の附票の写し、Uターン学生にあつては在学期間中に本市に住所を有していたことが分かる住民票又は戸籍の附票の写し
- (4) 賃貸住宅に入居する申請者及び世帯員の直近の市税等の完納証明書
- (5) 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類  
（交付決定等）

第7条 市長は、前条の申請があつた場合は、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（実績報告等）

第8条 前条の規程により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付開始月から6月を経過するごとに当該経過する日の翌日から30日以内に津山市就職促進家賃助成事業補助金実績報告書（様式第5号）に次の各号に定める必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 家賃の領収書の写し又は家賃を支払ったことが分かる書類
- (2) 在職証明書（様式第6号）又は自営業等従事申立書（様式第4号）
- (3) 賃貸住宅の入居世帯員全員の住民票の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の報告があつたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定したときは、当該交付決定者に通知するものとする。

3 申請者は、前項の規定により補助金の確定通知を受けた日から30日以内に津山市就職促進家賃助成事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

4 市長は、補助金を前項の請求があつた月の翌月の末日までに交付決定者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付開始月から12月を経過する前に賃貸住宅の賃貸借契約を解約し、事業所を退職し、事業を廃業し、又は離農をしたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に補助金を交付する者としてふさわしくないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対する補助金を既に交付しているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部

の返還を命ずるものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- 3 前項の規定により返還命令を受けた者は、当該返還命令を受けた日から60日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(暴力団員の排除)

第10条 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等と認められる者は、補助金の交付を申請することができない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年7月1日から施行する。

(失効等)

- 2 この告示は、平成32年3月31日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効日前にこの告示の規定により補助金の交付決定又は交付を受けた者については、この告示は、失効日以後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第6条関係）

津山市就職促進家賃助成事業補助金交付申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住 所  
ふりがな  
氏 名 ⑤  
電話番号

津山市就職促進家賃助成事業補助金の交付を受けたいので、津山市就職促進家賃助成事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、本申請の審査を行うに当たり、以下の事項に相違ないことを確認するとともに、住民登録、市税の納付の状況その他家賃助成に係る事項について、本市職員が調査することに同意します。

記

補助年度	年度		補助事業の名称	津山市就職促進家賃助成事業補助金	
	氏 名	続柄	生 年 月 日	勤務先の所在地及び名称等	住宅手当 (円)
申請者	<input type="checkbox"/> 世帯主	本人	年 月 日 ※（ 歳）	就職 年 月 日	
配偶者			年 月 日 ※（ 歳）		
同居者			年 月 日 ※（ 歳）		
			年 月 日 ※（ 歳）		
			年 月 日 ※（ 歳）		

※ 申請者の就職日現在の年齢を記入してください。

		円 (①× 箇月+②× 箇月)	
補助金交付申請額 (区分ごとに千円未満は、切り捨てる。)	区分	通常分	1箇月の家賃 円×1/2 = 円…① (上限15,000円)
		特例分	1箇月の家賃 円×1/2 = 円…② (上限30,000円)
住宅の種類	一戸建借家 ・ アパート ※該当する区分を○で囲んでください。		
居住する賃貸住宅の契約者氏名 (借主)	※申請者と同一人		
賃貸住宅	所在地 津山市 名称		
賃貸住宅の所有者	住所 氏名		
申請者と所有者の関係	1 2親等以内の親族ではない 2 2親等以内の親族である (該当の数字に○印を付けてください。)		
申請者の転入前の状況	住所		
	勤務先又は学校等の名称		
転入年月日	年 月 日 (Uターン学生の場合は住居移転日)		
生活保護その他の公的制度による家賃補助	1 受給していない 2 受給している (該当の数字に○印を付けてください。)		
添付書類	1 誓約書 2 採用及び住居手当等支給証明書又は自営業等従事申立書 3 世帯全員の住民票の写し 4 移住者にあつては申請時直近の2年間、津山圏域外に住所を有していたことが分かる住民票又は戸籍の附票の写し、Uターン学生にあつては在学期間中に本市に住所を有していたことが分かる住民票又は戸籍の附票の写し 5 賃貸住宅に入居する申請者及び世帯員の直近の市税等の完納証明書 6 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し 7 その他 ( )		

様式第2号（第6条関係）

誓約書

年 月 日

津山市長 殿

氏名

印

津山市就職促進家賃助成事業補助金交付要綱に定める制度の趣旨を理解したうえで、補助金の交付を受けた日から3年以上本市に定住する意思をもって申請します。

また、津山市就職促進家賃助成事業補助金交付要綱第9条の規定に基づく返還命令を受けた場合は、交付を受けた補助金を返還することを誓約します。

様式第3号（第6条関係）

採用及び住居手当等支給証明書

年 月 日

津山市長 殿

給与等の支払者 所在地  
名 称  
代表者氏名 ⑩  
電話番号

津山市就職促進家賃助成事業補助金の交付申請に当たり、当社に勤務している次の者について、下記のとおり証明します。

記

- 1 対象者 住 所  
氏 名
  
- 2 採用状況 ① 年 月 日から常用雇用者として採用している。  
②勤務地の限定 有・無（いずれかに○印を付けてください。）  
※有の場合の限定の範囲（ ）
  
- 3 住宅手当支給の状況 有・無（いずれかに○印を付けてください。）  
※有の場合の額（ 年 月現在・月額 円）

注1 常用雇用者とは、期間の定めのない労働者又は1年以上継続して雇用される労働者で、かつ、雇用保険被保険者をいう。

2 住宅手当とは、従業員が住宅の全部又は一部を借り受けて居住する際に、事業主が従業員に支給する手当の月額をいう。

様式第4号（第6条及び第8条関係）

自営業等従事申立書

事業所の所在地						
事業内容 (農業以外の自営業の場合は事業内容及び営業時間を，農業の場合は作物の種類，作付面積等を，畜産等の場合は種類，頭数等を記入してください。)						
事業従事者状況	家族事業者 氏名（事業主も記入）	続柄	1箇月 当たりの就労 日数	1日当 たりの 平均就 労時間	給与支払の有無 (有の場合は給 与月額を記入)	業務内容
			日	時間	有（      円） 無	
			日	時間	有（      円） 無	
			日	時間	有（      円） 無	
			日	時間	有（      円） 無	
			日	時間	有（      円） 無	
			日	時間	有（      円） 無	
家族以外の従事者			有（      人 ） ・ 無			
申告者氏名				申告種別	青色 ・ 白色	
<p>上記のとおり相違ないことを申し立てます。</p> <p>年    月    日</p> <p style="text-align: right;">住      所 申立者氏名 電      話</p> <p style="text-align: right;">⑩</p>						

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住 所  
ふりがな  
氏 名  
電話番号

㊞

津山市就職促進家賃助成事業補助金実績報告書

年 月 日付け津山市指令 第 号で交付決定のあった、津山市就職促進家賃助成事業補助金対象事業について、下記のとおり実施したので、津山市就職促進家賃助成事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

補助年度	年度		補助事業の名称	津山市就職促進家賃助成事業補助金	
	氏 名	続柄	生 年 月 日	勤務先の所在地及び名称等	住宅手当 (円)
申請者	□世帯主	本人	年 月 日 ※（ 歳）	就職 年 月 日	
配偶者			年 月 日 ※（ 歳）		
同居者			年 月 日 ※（ 歳）		
		年 月 日 ※（ 歳）			
			年 月 日 ※（ 歳）		

※ 申請者の就職日現在の年齢を記入してください。

補助金実績報告額 (区分ごとに千円未満は、切り捨てる。)	円 (①× 箇月+②× 箇月)	
	区分	通常分 1 箇月の家賃 円×1/2 = 円…① (上限15,000円)
		特例分 1 箇月の家賃 円×1/2 = 円…② (上限30,000円)
住宅の種類	一戸建借家 ・ アパート ※該当する区分を○で囲んでください。	
居住する民間賃貸住宅の契約者氏名 (借主)	※申請者と一致	
賃貸住宅	所在地 津山市 名称	
賃貸住宅の所有者	住所 氏名	
申請者と所有者の関係	1 2親等以内の親族ではない 2 2親等以内の親族である (該当の数字に○印を付けてください。)	
申請者の転入前の状況	住所	
	勤務先又は学校等の名称	
転入年月日	年 月 日 (Uターン学生の場合は住居移転日)	
生活保護その他の公的制度による家賃補助	1 受給していない 2 受給している (該当の数字に○印を付けてください。)	
添付書類	1 家賃の領収書の写し又は家賃を支払ったことが分かる書類 2 在職証明書又は自営業等従事申立書 3 賃貸住宅の入居世帯員全員の住民票の写し 4 その他 ( )	

在 職 証 明 書

年 月 日

津山市長 殿

給与等の支払者 所在地  
名 称  
代表者氏名 ⑩  
電話番号

津山市就職促進家賃助成事業補助金の実績報告に当たり、当社に勤務している次の者について、下記のとおり証明します。

記

- 1 対象者 住 所  
氏 名
  
- 2 採用状況 ① 年 月 日から常用雇用者として採用し、現在も継続して雇用している。  
②勤務地の限定 有 ・ 無 （いずれかに○印を付けてください。）  
※有の場合の限定の範囲（ ）
  
- 3 住宅手当支給の状況 有 ・ 無 （いずれかに○印を付けてください。）  
※有の場合の額（ 年 月現在・月額 円）

注1 常用雇用者とは、期間の定めのない労働者又は1年以上継続して雇用される労働者で、かつ、雇用保険被保険者をいう。

2 住宅手当とは、従業員が住宅の全部又は一部を借り受けて居住する際に、事業主が従業員に支給する手当をいう。

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住 所  
氏 名 ⑨  
電話番号

津山市就職促進家賃助成事業補助金交付請求書

年 月 日付け津山市指令 第 号で交付確定通知があった、津山市  
就職促進家賃助成事業補助金について、津山市就職促進家賃助成事業補助金交付要綱第8  
条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名	銀行・農協 金庫・組合		本店・支店 出張所
預金種別	普通 その他（ ）	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			